

平成19年6月21日

本庁各部局長
各出先機関の長
医療局長及び企業局長
議会、監査委員及び各委員会の
事務部局の長

様

総務部長

県営建設工事の競争入札における経常共同企業体の取扱いについて

経常共同企業体（以下「経常JV」という。）及び構成員の入札への参加に係る取扱いについては、平成17年9月16日付け総務第576号により通知しているところですが、今般、条件付一般競争入札の全面導入に伴い、今後の取扱いを下記のとおり改めますのでお知らせします。

記

1 条件付一般競争入札

- (1) 経常JVと構成員の同一工事への重複参加を認めないこと。
- (2) 構成員の同一工事への重複参加（経常JVと同一業種に限る。）について、1JVの全構成員から同一入札に申請書が提出された場合は、その申請があった全ての構成員の入札参加を認めないものとする。

2 指名競争入札

- (1) 経常JVと構成員が同一業種・等級にある場合は、経常JVのみを指名すること。
 - (2) 経常JVと同一の業種において、複数の構成員が選定条件を充足している場合は、施工成績、技術的適性、地理的条件、指名回数等を総合的に勘案し、指名を行うこと。
- なお、具体的な取扱いは別表のとおりとなります。

3 施行期日

平成19年7月1日施行

4 廃止する例規

- (1) 「経常共同企業体の取扱いについて」（平成17年7月13日付け総務第389号）
- (2) 「県営建設工事の競争入札における経常共同企業体の取扱いについて」（平成17年9月16日付け総務第576号）

担当 総務室入札担当 藤丸 内線 5058

組み合わせ例	条件付一般競争入札	指名競争入札
経常JV：A級	○（A級工事） 但し、JVと構成員及び構成員全員の重複申請はできない	○（A級工事） JVを優先して指名
構成員①：A級		×
構成員②：A級		×
構成員③：A級		×
経常JV：A級	○（A級工事） 但し、JVと構成員の重複申請はできない	○（A級工事） JVを優先して指名
構成員①：A級		×
構成員②：A級		×
構成員③：B級	○（B級工事）	○（B級工事）
経常JV：A級	○（A級工事）	○（A級工事）
構成員①：B級	○（B級工事） 但し、構成員全員の重複申請はできない	○（B級工事）
構成員②：B級		但し、構成員全員の重複指名はしない
構成員③：B級		
経常JV：A級	○（A級工事）	○（A級工事）
構成員①：B級	○（B級工事）	○（B級工事）
構成員②：B級		但し、構成員全員の重複指名はしない
構成員③：C級	○（C級工事）	○（C級工事）
経常JV：格付なし	○ 但し、JVと構成員及び構成員全員の重複申請はできない	○ JVを優先して指名
構成員①：格付なし		×
構成員②：格付なし		×
構成員③：格付なし		×